

平成29年皆野町農業委員会第12回定例総会議事録

1. 開催期日 平成29年12月25日(月)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 3時30分
4. 閉議時刻 午後 4時45分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：3人・欠席者：2人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	欠席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	欠席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

4件

議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

1件

議案第4号 農用地利用集積計画について

1件

8. 事務局 宮原宏一、井上裕太

9. 会議の概要

四方田会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。今年も余すところ六日となりまして、大変忙しいなかでの定例総会でございます。そんななかで、今年は例年より12月の気温が低いということでございますが、インフルエンザが流行して、委員の方が2人欠席でございます。

また、先日の県外研修につきましては、大勢の方に出席いただきまして、意義のある研修ができ、ありがとうございました。

今日の今年最後の定例総会でございますが、議事も多いようですので、慎重にご審議いただき、議事の進行にご協力をいただきますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。議長を四方田会長にお願い致します。

四方田議長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員数は17名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年皆野町農業委員会第12回定例総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、農地利用最適化推進委員、皆野区域担当、田島武正委員。日野沢区域担当、高橋清勝委員でございます。

次に議事録署名人に、

5番、門平眞一委員

6番、高橋健一委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に

5番、門平眞一委員

6番、高橋健一委員にお願い致します。

議案第1号。農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農業委員として、地区担当6番、高橋健一委員に農地の状況について説明を求めます。

6番
高橋委員

番号1について、説明を致します。2ページの案内図をご覧ください。申請地は、〇〇橋を〇〇方面に向かいまして、〇〇〇のところからも、バス停〇〇〇からも入っていける場所にあります。

案内図の右のほうには、〇〇〇とありますが、その隣の黒く塗ってある部分が今回の申請地になります。

申請地の隣に〇〇〇〇という家がありますが、こちらが今住んでいる家になります。その家が大分古くなったので、新しく家を建てたいということで今回の申請になったようです。

周りに迷惑をかけるようなことも、一切ないようでございますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

四方田議長

説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について4件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農業委員として、地区担当の3番、吉岡徳夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

3番
吉岡委員

田島委員と事務局と私で、現地を視察してまいりました。
案内図をご覧ください。〇〇〇の上に沢があり、〇〇〇の道向かいに駐車場があります。沢とその駐車場の間にある道を入っていくと、4mほどの道路が奥の方に続いています、その先に申請地があります。

現地を見ましたところ、四方が住宅で、ところどころで家庭菜園があります。日当たりも良好で、住宅地としては良いところです。そして、近隣の方にも迷惑がかからないような好条件な立地条件でありますので、問題はないと思います。

公図を見ますと、申請地の周りが畑になっていますが、その畑も耕してありませんので、雑種地という状況です。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して、県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに決定致しました。

続いて番号2について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農業委員として、地区担当の4番、大村茂委員に対象農地の状況について説明を求めます。

4番
大村委員

21日に、田島委員と事務局と3人で現地を見てまいりました。

公図をご覧ください。申請地はすでに駐車場になっておりまして、4台ほど車が停まっておりました。

問題はないと思いますので、ご審議のほどお願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決致します。

本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに決定致しました。

続いて番号3について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農業委員として、地区担当4番、大村茂委員に対象農地の状況について説明を求めます。

4番
大村委員

15ページの案内図をご覧ください。申請地は〇〇〇の南側になります。

現在使用しているのは、〇〇〇〇で、事務局からもありましたが、平成3年頃から倉庫として使用していたようです。ずっと以前から今の状況ですので、問題はないと思います。

ご審議のほど、お願い致します。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して、県知事あて進達することを可と

する委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに決定致しました。

続いて番号4について、審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農業委員として、地区担当の9番、齊藤三恵子委員に対象農地の状況について説明を求めます。

9番
齊藤委員

田島委員と事務局と3人で現地を見てまいりました。

申請地ですが、〇〇〇や〇〇〇、〇〇〇の駐車場と、道路と秩父鉄道の線路で三角になった地点にあります。

道から見ると、細長く、奥が深いような土地です。場所的に問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに決定致しました。

続きまして、議案第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断について1件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。
議案書と判断材料として配布された、資料No.1を参考に、農業委員の、地区担当6番、高橋健一委員に対象農地の状況について、説明を求めます。

6番
高橋委員

番号1について、説明を致します。
12月20日に高橋委員と事務局と3人で現場を見てまいりました。
案内図をご覧ください。〇〇という地区がありますが、申請地は50mほど登ったところに別荘が6軒ほど建ってしまっていて、そこに隣接した土地になります。
見たところ、かなり荒地になっておりまして、畑にも復元できない状況でした。資料1にあります写真を見てのとおり、大きい雑木がありまして、畑と見なすことはできない状況ですので、B分類になると思います。ご審議のほどお願い致します。

四方田議長

農地か非農地かについて、判断を致します。
番号1、資料No.1について、いかがでしょうか。
黒沢委員。

8番
黒沢委員

写真を見るかぎり、山林となっていますので、B分類になると思います。

四方田議長

他にご意見はございますか。
それでは、他にご意見がありませんので、これより採決を致します。
番号1について、非農地と判断する事が適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
番号1について、非農地と判断することに決定したいと思います。
が、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。
よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。
なお、議案第3号の1件については、非農地と判断した申出者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。
続きまして、議案第4号、農地利用集積計画について1件を議題と致します。
事務局に議案の説明をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。
山口委員。

10番
山口委員

対象地について補足をします。①については、2年前まで地元の方が耕作をしていました。その後、できないということで、その方は、別のところに農地を借りて、そこは返しました。その後、誰も耕作していなかったため、誰か使用しないかなと思っていましたところ。
②につきましては、しばらくの間、草地になっていまして、ただ草を刈っているような状況でした。
今回、〇〇〇〇さんが農地を使用するというので、非常に良いことだと思っています。
以上です。

四方田議長

他にございますか。
ないようですので、これより採決を致します。
本件は、皆野町が作成する、農地利用集積計画を承認することを可とする委員は、挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は、皆野町が作成する農地利用集積計画を承認することに決定致しました。
以上で、審議いただく議案はすべて終了致しました。

ありがとうございました。